

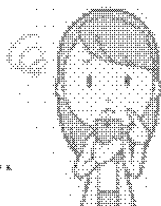
くらしの情報あれこれ

消費生活センター ☎443-2047

事例

スマホで「1万円の化粧品が初回に限り千円で買える」という広告を見て、申し込んだ。1回だけのつもりだったが、2回目の商品が届き、1万円の請求書が入っていた。問い合わせると、「初回の割引は5回以上の定期購入が条件だ。解約するなら初回分は1万円になる。」と言われた。定期購入をするつもりはなかった。

「おためし」だけのつもりだったのに…



ネット通販の定期購入トラブル

～購入条件はしっかり確認しましょう～

インターネット通販において、販売業者は消費者が申込内容を容易に確認し、訂正できるような画面にしなければいけません。しかし、スマホの場合は画面が小さく、スクロールしないと表示内容を全て見ることができないので、購入条件や返品特約を見逃してしまいがちです。

アドバイス

- ・通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。注文する前に契約内容、解約条件等を必ず確認しましょう。

【確認ポイント】

- ・定期購入になっていないか
- ・いつから解約が可能か
- ・解約の申し出先はどこか、どのような方法で解約できるのか

▶▶▶消費生活センター相談受付時間…土日祝を含む毎日10:00～18:30(年末年始およびCIC休館日は除く)